

盛岡広域振興局長告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年1月8日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 就任

監事

角 掛 忠 春 滝沢市大森平286番地4

角 掛 嘉 孝 // 留が森361番地4

2 退任

監事

角 掛 守 人 滝沢市柳原28番地4

千 葉 司 // 後356番地1